審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　文化・観光局　観光課

法令名	旅行業法	法令番号	昭和２７年法律２３９号
手続名	旅行業又は旅行業者代理業の登録	根拠条項	第３条

審査基準	旅行業法第６条並びに旅行業法施行規則第２条の２、第３条及び第４条による。

受付機関	観光課	処理機関	観光課	交付機関	観光課	標準処理期間　６０　日 標準経由期間　日	目次No.	